

大和町防犯対策用品購入費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪の抑止、町民の防犯意識の高揚を図るとともに、安全で安心なまちづくりを推進することを目的として、防犯対策用品を購入し、設置した者に対して予算の範囲内において大和町防犯対策用品購入費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和59年大和町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯対策用品 次に掲げるものをいう。

ア 住居等の玄関、勝手口等の出入口の錠を防犯効果の高いものに交換し、又は住居等の玄関、勝手口等の出入口の錠に補助錠、サムターンカバー、ガードプレート等を取り付けること。

イ 住居のガラスを防犯ガラスに交換し、又は住居等のガラスに防犯フィルム、補助錠、格子等を取り付けること。

ウ 住居等に防犯カメラ（建物の内部を撮影するものは除く。）又はセンサーライト（建物の内部を照らすものは除く。）を取り付けること。

エ 住居（駐車場を除く。）の敷地内に防犯砂利等を敷くこと。

オ アからエまでに掲げるもののほか、町長が認めるもの。

(2) 住居等 補助金の交付を受けようとする者又はその同居する親族が所有し、又は賃借している市内の住居及び当該住居と同一敷地内にある駐車場、倉庫等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、防犯対策用品を購入し、設置した者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

(2) 防犯対策用品の購入日及び第7条に規定する交付申請日において本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている者であること。

(3) 補助対象者及び補助対象者と同一の世帯に属する全ての者が、市に納付すべき市税等を滞納していないこと。

(4) 防犯対策用品を設置する住居等が補助金の交付を受けようとする者又はその同居する親族

の所有するものでない場合、当該住居等の所有者の同意が得られている者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、令和8年4月1日以後に購入し、設置した防犯対策用品(新品に限る。)に係る費用(消費税及び地方消費税を含む。)とし、付属品の購入費、送料等は含まないものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、5,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、防犯対策用品の種類及び数にかかわらず、補助対象者の属する世帯につき、1回限りとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、交付を受けようとする年度内に大和町防犯対策用品購入費等補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象となる防犯対策用品の購入に係る領収書その他支払が確認できる書類(申請者の氏名、購入品目、購入金額、購入日及び販売者名等の記載があるもの。)の写し
- (2) 防犯対策用品を設置したことが確認できる写真
- (3) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する全ての者の住民票の写し(町長が住民票を確認することについて、申請者が同意した場合は不要)
- (4) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する全ての者の納税証明書(町長が納付状況を確認することについて、申請者及び同一世帯員が同意した場合は不要)
- (5) 補助金の振込先となる申請者の口座番号がわかる通帳又はキャッシュカードの写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交付(不交付)を決定したときは、大和町防犯用品購入費等補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)を、申請者あて通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第13条の規定による補助金の額の確定があったものとみなす。この場合において、補助金の額の通知については、前項の規定による通知をもってされたものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、大和町防犯用品購入費等補助金交付請求書(様式第3号。以下「請求書」という。)に補助金の振込先となる申請者の口座番号がわかる書類を添付して、速やかに町長に補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の規定により交付決定の通知をしたときは、申請者が指定した口座への振込により、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付条件)

第10条 補助金の交付条件は次に掲げるものとする。

- (1) 事業変更により、補助対象経費が増額されても追加補助は行わない。
- (2) 交付決定者は、当該補助金を受けて取得した防犯対策用品の管理において、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従いその適正な使用に努めなければならない。
- (3) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(補助金交付の取り消し)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金交付決定の内容又は町長が付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(対象機器の譲渡等の禁止)

第13条 補助金の交付を受けて購入した対象機器を使用する者は、対象機器を購入した日の翌日から起算して5年を経過するまでの間、対象機器を第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。ただし、特別な事由があると町長が認めるときは、この限りでない。

(調査への協力)

第14条 補助金の交付を受けた者は、町長が対象機器の使用状況等について調査を行う場合は、これに協力しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

年 月 日

大和町長 殿

大和町防犯対策用品購入費等補助金交付申請書兼実績報告書

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

印

生年月日

電話番号

()

大和町防犯対策用品購入費等補助金交付要綱第6条の規定により、次の通り防犯対策用品を購入したので、設置完了を報告し補助金の交付を申請します。

1 申請の概要

購 入 品 目	<input type="checkbox"/> 屋外用センサーライト	<input type="checkbox"/> 防犯カメラ
	<input type="checkbox"/> 防犯砂利	<input type="checkbox"/> 鍵の取替・補助錠
	<input type="checkbox"/> サムターンカバー	<input type="checkbox"/> 窓用格子
	<input type="checkbox"/> 防犯ガラス・防犯フィルム	<input type="checkbox"/> その他 ()
購 入 店 名		
設 置 完 了 年 月 日	年 月 日	
購 入 金 額	金 円 (消費税を含む)	

2 交付申請額

交 付 申 請 額	円
-----------	---

※ 購入金額の2分の1の額（100円未満切り捨て）とし、5,000円を上限とする。

3 同意・確認事項（確認のうえ□に✓を記入してください。）

世帯全員の住民基本台帳及び町税の納付状況について町が調査することに同意します。

4 添付書類（確認のうえ□に✓を記入してください。）

領収書（申請者の氏名，商品名，購入金額，購入日および販売店名が明記されている領収書の写しを添付して下さい。）

設置済みがわかる書類（写真など）

第 年 月 日
号

殿

大和町長

大和町防犯対策用品購入費等補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大和町防犯対策用品購入費等補助金については、大和町防犯対策用品購入費等補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付を決定し、補助金額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円也
- 2 補助金交付条件 (1) 大和町補助金等交付規則及び大和町防犯対策用品購入費等補助金交付要綱を遵守すること。
(2) 虚偽若しくは不正な手段により補助金を受けたと認めるときは、返還を命ずることがある。

年 月 日

大和町長 殿

大和町防犯対策用品購入費等補助金交付請求書

住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

()

大和町防犯対策用品購入費等補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

1 請 求 額

金 額	千	百	十	円	円也
-----	---	---	---	---	----

2 振 込 先

金 融 機 関 名	銀行・信用組合 農業協同組合				本店 支店
口 座 番 号	1 普 通 座 2 当 座				
フリガナ					
口座名義人					

※1 請求者（申請人）と振込先口座名義人は同一としてください。

※2 口座番号がわかる通帳またはキャッシュカードの写し。